

一〇 河川法施行令の一部を改正する 政令の施行について

平成六年七月八日 建設省河川整備局長、西四四二
各省地方建設局長、北陸道開発局長、沖縄総合開発局長、各都道府県知事あて 建設省河川局長通達

最終改正 平成一〇年一月二三日建設省河川法第十四号

河川法施行令の一部を改正する政令（平成六年政令第二百二十八号）及び河川法施行規則の一部を改正する省令（平成六年建設省令第二十一号）が平成六年七月八日に公布されたところである。

今回の改正は、指定区間に内の一級河川及び二級河川の整備の推進を図るためこれらの河川につき市長が河川管理者に代わって施行することができる河川工事に係る区域を広げることとともに、河川に関する規制をより合理的なものとするため河川区域内における土地の掘削等の行為で河川管理者の許可を要しないものとして取水施設の取水口における土砂等の排除等を追加したものである。

貴職におかれでは、河川管理の適正な執行になお一層努めることともに、市町村長による河川工事等の制度について、その改正の趣旨に従い、適正な運用が図られるよう、下記の事項に留意し、遺憾のないようになされたい。

る必要のある河川工事を施行することができるものである（以下「法第十六条の二」、「令第十三条の二」第六号ただし書及び河川法施行規則（昭和四十年建設省令（以下「規則」という。）第七号）第七条の四から第七条の六まで）。

- ① 首都圈整備法（昭和三十年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成都市街地、同条第四項に規定する近郊整備地帯及び同条第五項に規定する都市開発区域
- ② 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百一十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域、同条第四項に規定する近郊整備区域及び同条第五項に規定する都市開発区域
- ③ 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百一号）第二条第三項に規定する都市整備区域及び同条第四項に規定する都市開発区域
- ④ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第四条第一項の規定により指定された地方拠点都市地域
- ⑤ 特別区、道府県所在の市又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域並びにこれと隣接し、かつ、自然的、社会的及び経済的に密接な関連のある地域

一 河川区域内における土地の掘削等の行為で河川管理者の許可を

河川法施行令の一部を改正する政令の施行について

なお、関係事項を管轄下市町村に周知方取り計らわれたい。

記

一 市長が施行することができる河川工事に係る区域の拡大について

1 改正の基本的な考え方等

今回の改正は、周辺のまちづくりと一体となつたきめ細かい河川改修に対する要請の増加等に対応するため、河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条の三及び河川法施行令（昭和四十年政令第二十四号。以下「令」という。）第十条の五第六号ただし書に基づき市長が行うことができる工事に係る区域を拡大するものであり、法第十六条の三に係る基本的な考え方や制度運用の基本方針を変更するものではないこと。

2 令第十三条の二第六号ただし書に基づき市長が行うことができる河川工事に係る区域について

今回の改正により、その人口が五万以上の市であって、その区域の全部または一部が次の①から⑥までのいずれかに該当するもの又は市街化区域等がその区域の相当部分（おおむね二分の一以上）を占めるものの長にあつては、その施行の場所より上流の流域面積がおおむね三十平方キロメートルを超えない河川工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行す

要しない軽易な行為の追加について

1 改正の趣旨について

今回の改正は、過去に設置された取水施設又は排水施設の通常の維持管理として行う行為で治水上又は利水上影響が少ないと認められる土砂等の排除及び竹木の現に有する治水上又は利水上の機能を確保する必要があると認められる区域として河川管理者が指定した区域以外の土地における竹木の伐採を、それぞれ許可を要しない軽易な行為とするものであり、いずれもこれらの行為に係る河川に関する規制をより合理的なものとするため改正したものであること。

2 取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除について

(1) 「機能を維持するため」とは、取水施設又は排水施設の有する河川から流水を取水する機能又は河川へ水を排出する機能について、これらの施設が設置された時点において有していた機能に回復させるためという意味であり、その後に必要な範囲で行われるもののみを軽易な行為とするすることを意図したものであるといふ。

(2) 「取水口又は排水口の付近」とは、取水口又は排水口の設置の態様やその河川の状況により異なるものの、取水口又は排水口の前面及びその周辺で、具体的には、通常取水口又は排水口を設置する際に当該取水口又は排水口の前面において

河川法施行令の一部を改正する政令の施行について

河床を保護するために設けられる護床工の施されている範囲及びその周辺程度をいうものであること。また、取水口又は排水口の前面に護床工が施されていない場合においても、護床工が施されている場合と同様の範囲を想定して「付近」の範囲とされたといふこと。

- (3) この政令の公布後新たに河川区域内に取水施設又は排水施設の新築等を行つたため法第16条第1項等の規定に基づき許可申請等を行つてきた者に対しては、各河川管理者は、「機能を維持するため」行う土砂等の排除の意図する範囲及び当該取水施設又は排水施設の「取水口又は排水口の付近」の範囲について、許可を行う際に明らかにしておく必要があること。
- (4) 取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除行為が、今回改訂で定めた範囲や規模を超えて行われる場合には治水上の支障を生ずるおそれがあることから、改訂で定めた軽易な行為の範囲内で行われているかなどについて通常の巡視活動において確認するなど、適正な河川管理を実施されたいこと。
- (5) 今回の改訂により許可を要しないこととされた取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除について、今回当該行為を法第17条第1項の許可を要しない軽易な行為としたこと。

- (2) 令第十五条の四の改訂規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとされているが、このように公布から施行までに三月の期間を置いた趣旨は、竹木の伐採につき許可を要する区域の指定に当たって、その準備等を進めるため必要と考えられる期間を設けたものである。各河川管理者においては、この趣旨にかんがみ、施行日までの間に当該区域を公示できるよう必要な準備等を完了させるほか、許可を要する区域として指定を予定している土地の区域については、その区域の存在及びおよその範囲について、公示以前においても広く関係住民に周知するよう努めること。

- (3) 許可を要する区域の指定の方法については、改訂後の省令第十七条第1項により河川区域の指定の方法に準じて行うこととされたが、その具体的な指定方法については、別途通知する方法に準拠されたいこと。

- (4) なお、改訂前の令第十五条の四第一項第1号に基づき竹木の伐採を軽易な行為として指定している都道府県知事は、改訂の施行日に併せて許可を要する区域を指定することが規制の強化になる場合があることを踏まえ、指定に当たっては適切な経過措置を設けるとともに、関係住民への周知を図るべく必要な措置を講じ、伐採しようとする一般国民が不利益を

河川法施行令の一部を改正する政令の施行について

趣旨にかんがみ、当該行為を河川の維持として行う場合についても、令第十二条の「軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持」に該当する行為として、法第二十条の承認を要しない軽易な維持行為として取り扱うこと。

3 竹木の伐採について

- (1) 河川区域内における竹木の伐採については、これまで、その治水上又は利水上の影響が明らかでなかつたことから原則として許可に係らしめ、個別具体に判断してきた。しかしながら、竹木の存在が流水の流下を阻害するなど一般的には治水上の悪影響を与える場合が多いことから原則許可を要しないこととし、他方、竹木の分布の状況や竹木の存する河川の地形、地質等によって竹木の存在が治水上又は利水上の機能を果たしている場合には、当該区域に限り、従来どおり許可に係らしめることとしたものである。

したがつて、許可を要する区域の指定に当たつては、竹木の分布の状況や整枝状況、竹木の存する河川の地形、地質等からみて、竹木が治水上又は利水上の機能を有している場合に限り、そのような竹木の存する区域を指定すること。

なお、竹木の有する治水上又は利水上の具体的機能及び当該機能を有する竹木群の存する区域の選定の基準、選定するための手順等詳細については、別途通知することとしている

こと。

- 4 「河川法の施行について」(昭和四十年六月二十九日建河発第二四五号各地方建設局長、北海道開発局長及び各都道府県知事あて河川局長通達)記の四により、改訂前の令第十五条の四第一項第1号に基づき軽易な行為を指定している都道府県知事は、当該指定の行為のうち今回の改訂により許可を要しないことが明文化されたものを除くなど、指定の公示につき必要な変更を行つ必要があること。

附 則

- 1 「河川法第十六条の二第一項の規定による協議に係る建設大臣の認可について」(昭和六十二年十月十九日付け河総発第三〇一号河川局長通達)の記の一中「(局部的な対応のために行う規模の小さなものを除く)」を「(局部的対応のために行うもの又はその施行の場所より上流の流域面積がおおむね五平方キロメートルを超えないものを除く)」に改め、記の3を次のとおり改める。
3 局部的な対応のために行うものとは、局部改良事業の採択基準のうち総事業費に係る基準以外のものに該当するものとする。
- 2 「河川局所管園地補助事業に係る全体計画の認可について」(昭和五十一年四月十一日付け建設省河総発第一三八号河川局長通達)別表中「都市小河川改修事業(局部的な対応のために行う

河川法施行令の一部を改正する政令の施行について

規範の小さなものを除く。」を「都市小河川改修事業（局部的な対応のために行つもの又はその施行の場所により上流の流域面積がおおむね五平方キロメートルを超えないものを除く。」に改める。